

市指定ごみ袋の臨時措置延長について

市指定ごみ袋の品薄による臨時措置について、いまだ品薄の状況がみられるため、実施期間を延長します。

なお、市指定ごみ袋は前年と同程度の供給を見込んでいるため、必要は方が購入できるように、過度な買いためは避けるなど冷静な行動をお願いします。

詳しくは市公式ウェブサイトをご覧ください。

期間：8月31日（月）まで延長

対象：燃えるごみ、燃えないごみ（埋立）、プラスチック製容器包装



- ◎中身の見える透明または半透明の袋（20～45リットル）
- ◎中身が密閉されるよう口を縛って排出してください。
- ◎袋の見やすいところに「区名」「氏名」を記入してください。

※燃えないごみ（埋立）やプラスチック製容器包装の袋を、燃えるごみ袋として使用できます。

※その際は、円滑な収集のために「燃えるごみ」の明記にご協力をお願いします。



市公式ウェブサイト

問い合わせ先：

裾野市 環境市民部 生活環境課 ☎055-995-1816